

令和2年度岩手県教育委員会教育職員免許法認定講習開設要項

岩手県教育委員会

1 目的

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき、教育職員の資格取得の促進及び資質の向上を図ることを目的とする。

2 開設者

岩手県教育委員会

3 名称

令和2年度岩手県教育職員免許法認定講習

4 開設科目・期日・会場等

別紙「令和2年度岩手県教育職員免許法認定講習開設一覧表」による。**※文部科学省へ認定申請予定**

5 受講対象者

- (1) 幼稚園及び義務教育諸・高・特別支援学校（以下、「学校等」という。）に勤務する教育職員で特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者。
- (2) その他、特に適当と認める者。

6 受講制限及び経費

- (1) 受講申込者が定員を超過した場合は、受講を許可できない場合があること。この場合において、受講者の決定は、昨年度受講した者を優先的に受講させるほか、抽選により取扱うこと。
- (2) 以前に受講を許可されながら無届欠席した者には、受講を許可しないものであること。
- (3) 受講申込みをしない者又は受講を許可されなかった者の、講習日当日における会場での申込みには対応できかねるものであること。
- (4) 受講料は不要であること。ただし、テキスト代等及び会場までの交通費は受講者において負担するものであること。

7 受講申込み及び受講許可

- (1) 受講の申込みは、所属ごとに、次により申込書等を取りまとめたうえ、下記あてに提出すること。

ア 提出書類

- ・ 受講申込書（別紙様式1…受講申込者において作成）
- ・ 返信用封筒 2通（受講可否書類送付用・認定講習合否通知書送付用）
封筒サイズは角形2号とし、140円切手貼付のうえ、宛先は所属長あてとする（あて名には「様」とつける）こと。

※所属内で申込者が複数いる場合は、所属ごとに返信用封筒を用意して構わないこと。

イ 提出先

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

岩手県教育委員会事務局 教職員課 免許担当

（封筒の表書きに「認定講習受講申込書在中」と朱書きすること。）

- (2) 2科目以上の受講の申込みをしても差し支えないが、定員を超過した場合には、許可できない場合があること。
- (3) 申込み期限は、**令和2年7月1日（水）【必着】**とする。
- (4) 受講の可否は、返信用封筒により7月上旬に通知する。

8 単位の授与

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第38条の規定により、当該科目の課程として定めた授業時数の5分の4以上（2日間の講習にあっては15時限の5分の4以上及びテスト1時限）出席し、かつ、所定の成績審査に合格した者に単位を授与する。

9 欠席の届出

受講許可を受けた者が都合により欠席する場合は、欠席届（別紙様式2）を岩手県教育委員会事務局教職員課免許担当まで提出すること。（緊急の場合は、電話等でその旨を連絡し、事後速やかに提出すること。）

10 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のため、受講定員を 35 人と減らしているもの。
- (2) 受講日の 2 週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張する予定の者は、参加を控えていただきたいこと。
- (3) 受講日当日に風邪のような症状がある場合は、受講しないこと。
- (4) 受講する際は、マスクを着用いただくこと。

11 その他

会場の駐車場は台数に限りがあるため、自家用車を使用する場合には近隣の民営等駐車場を利用すること。

12 問い合わせ先

岩手県教育委員会事務局 教職員課 免許担当（担当：小野寺）

TEL：019-629-6121（直通） FAX：019-629-6134